

## 釧路湿原自然再生に係る市民参加・環境教育のための「場」づくりについて

### 1. 国立公園における利用のタイプ

#### (1) 一般観光型利用

従来からの景勝地や温泉地をめぐる周遊観光旅行は、国立公園利用の主要な利用形態といえる。釧路湿原には、景勝地としてのいくつかの湿原展望台があり、その受入の場として大型バスが入りできる駐車場や展望休憩施設が整備されている。近年、団体旅行から個人・小グループの旅行へと旅行形態の変化はみられるが、このような観光型の利用は今後も引き続き利用の中心を占めるものと考えられる。

#### (2) 野外体験型利用

キャンプ、カヌー等のアウトドアスポーツ、体験型レクリエーションによる利用も国立公園では主要なものとなっている。近年、釧路川のカヌー下りや湖畔におけるキャンプなどの利用が増大したことによる自然環境への影響が懸念され、利用のルールづくりやガイドの養成、また湿原区域内への立入り制限などの検討が必要とされている。

#### (3) 環境教育型利用

釧路湿原を環境教育のフィールドとする修学旅行や企業研修、地域の学校授業などの利用が徐々に増えている。全体利用者に対する割合はまだまだ小さいが、環境問題への関心の高まりや学校等における環境教育重視の動きなどを考慮すると、今後さらに増加することが予想される。

#### (4) 環境改善活動型利用

欧米では、植林伐開作業や遊歩道の補修など環境改善作業に参加することが、余暇活動のひとつとなっており、週末や休暇を利用したボランティアツアーが数多く実施されている。釧路湿原においても、自然環境の保全や再生のためボランティアとしてそうした作業に参加することが、今後の国立公園の新しい楽しみ方として期待される。

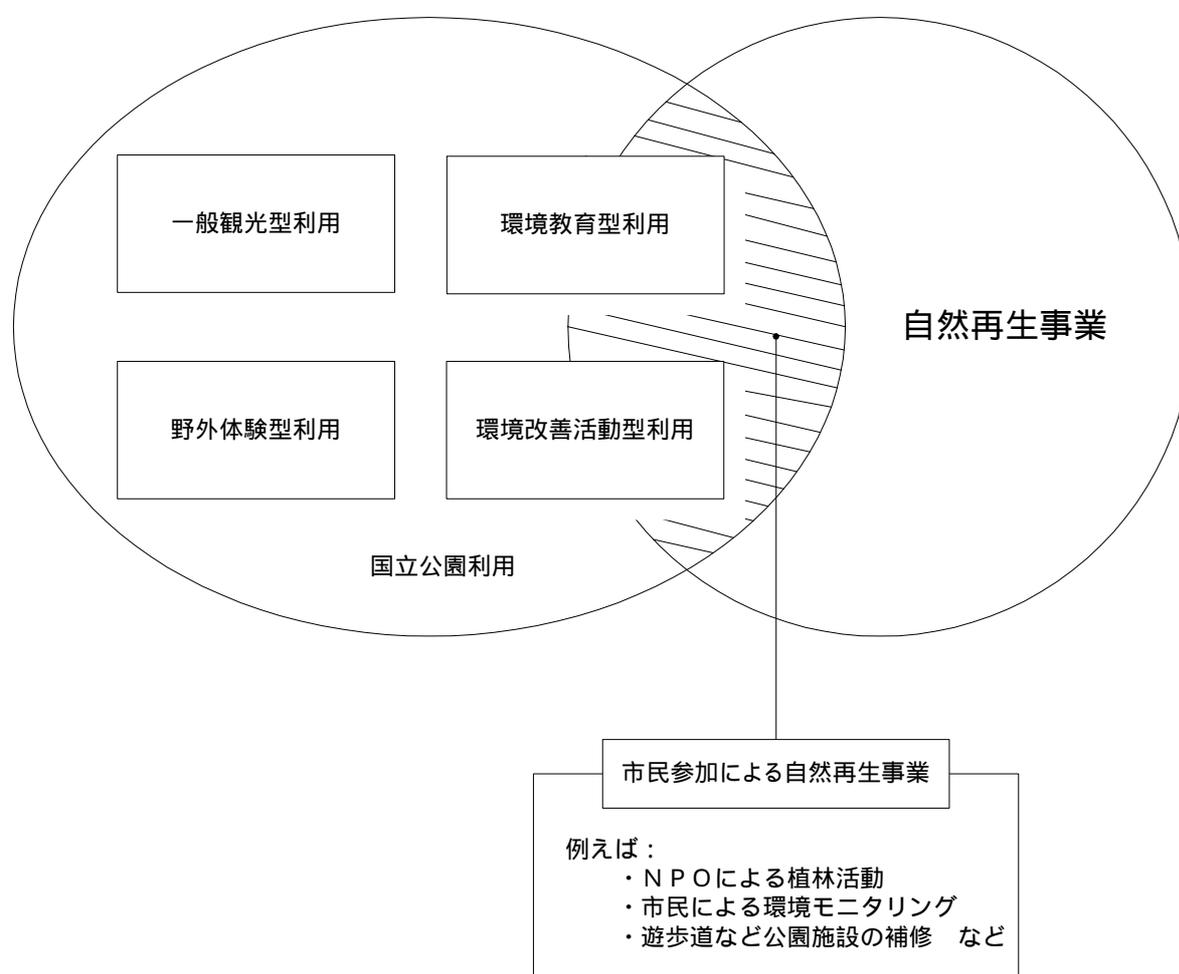
釧路湿原国立公園では、(1)に対応する場の整備はこれまで相当進められてきたものと考えられるが、(2)の自然環境への影響対策、(3)(4)の新しい利用に対する受入れの場づくり、環境整備が今後必要になってくるものと思われる。特に(4)の環境改善活動は、釧路湿原の環境特性とともに湿原保全の緊急性を考慮すると、本国立公園において今後重視すべき活動といえる。

## 2. 自然再生事業における市民参加の必要性

釧路湿原では、今後長期にわたり自然再生事業が行われることとなるが、その推進に向けては、環境教育活動、環境改善活動を、市民参加という形で多くの市民（＝国立公園利用者あるいは地域住民）を巻き込みながら進めていくことが重要である。これにより、公園利用の可能性を広げるとともに、自然再生事業そのものの事業効果を高めていくことにつながるものと考えられる。

すなわち、自然再生事業そのものが環境教育の魅力的なテーマと考えられ、その一体的な推進が釧路湿原の環境教育的価値を高め、新たな公園利用の魅力を創造する可能性が高いこと、また自然再生事業を市民参加で行うことにより、再生事業のコスト削減とともに事業の持続性が期待されること、などがその理由としてあげられる。

### 国立公園利用と自然再生事業



### 3．自然再生事業における市民参加の場のイメージ

自然再生事業を市民参加で進めるためには、市民が気軽に自然再生事業の活動に触れたり、活動に参加できる場づくりが必要である。その場のイメージとしては、次のように考えられる。

#### (1) 自然再生事業およびその活動についての情報を発信する場

国立公園利用者をはじめ地域住民など多くの市民に自然再生事業を知ってもらうための情報提供の場が必要である。釧路湿原に点在する既存施設や駅、空港等のツーリストインフォメーションが情報発信の場にあたる。なお、この再生事業を進めるために、例えば釧路駅前などに新たに「釧路湿原再生情報センター」を設置することなども考えられる。

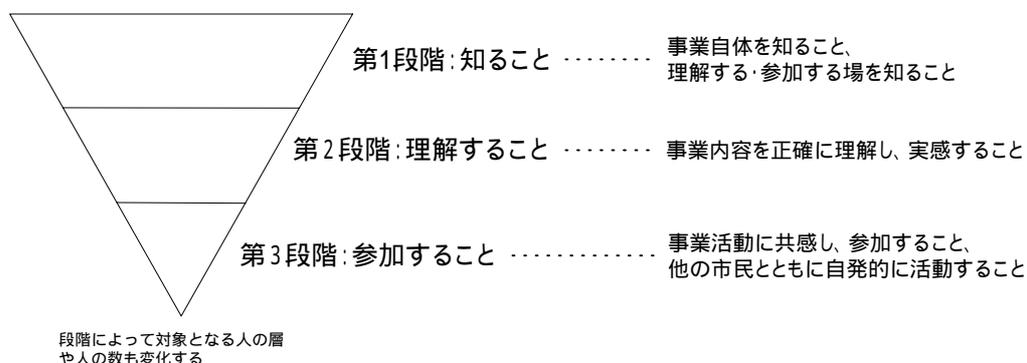
#### (2) 自然再生事業の現場を見学し、理解を深める場

情報だけでなく、実際に湿原再生の現場を見学し、具体的にその取組み状況が理解できる場が必要である。そこには、湿原の構造や現状、自然再生の具体的な内容について展示解説する機能、また、解説する人はもちろん、道具や仕掛け、利用者を収容する施設、試験フィールドなどが備わっている必要がある。

#### (3) 自然再生事業に参加できる場

自然再生事業への理解が深まれば、次には実際に参加してもらうこととなる。地域住民、さらに公園利用者などが参加できる場づくりが必要である。長期間かけて再生事業が行われる地区を選定し、上述(2)の現場を見せ理解を深める機能もあわせもつ市民参加の拠点が必要である。また、自然再生事業対象地に限らず、釧路湿原全体あるいは周辺の林地、農地、河川空間などをも取り込んだ広範な地域の中から市民参加の場を設定することも可能である。この場合は暫定的な活動の場であり、固定した市民参加活動の拠点機能を補足するものとなる。

### 再生事業に対する市民の関わり方



#### 4．自然再生事業対象地域の特性と場の位置づけ

温根内、幌呂、茅沼、達古武、広里の5地域が自然再生事業の対象地域となっている。

各地域の交通アクセス、既存施設や環境教育等の活動状況、自然再生事業の方向性を次ページに示した。これらの事業対象地域の特性をもとに、市民参加の場づくりを以下の表のように整理した。

#### 自然再生事業対象地域等における場づくり

		情報発信の場	見学・理解の場	参加できる場	場の評価
事業対象地域	温根内				野生生物保護センターをはじめとする既存施設が多く市街地からも近いことから、情報発信拠点地域と位置づけられる。
	幌呂				乗馬施設を活用し、農業と湿原についての解説の場を展開することが考えられる。
	茅沼				水質浄化実験を、見学・理解のための場として活用することが期待される。
	達古武				森の復元作業は、市民参加が不可欠であることから、参加のための場づくりが重要である。
	広里				再生事業の中核地域であり、事業の解説、継続的な事業への市民参加の場として適地である。そのための施設整備が必要。
その他	空港、駅等		-	-	国立公園利用者等、域外来訪者に対する情報発信として、最も効果的な場である。
	湿原周辺の農林地河川等	-	-		事業対象地でなくとも、自然再生につながる活動への市民参加の場は設定可能。

：場の設定として好適      ：場の設定として適・可能

#### (1) 自然再生事業およびその活動についての情報を発信する場

対象地域では、事業全体の情報とともに各地域固有の取組状況について、既存の拠点施設等を活用し来訪者に提供していくことが求められる。

温根内地域は解説施設や展望休憩施設が点在しており、そのひとつである環境省の野生生物保護センターは再生事業の情報拠点として位置づけられる。

幌呂地域ではどさんこ牧場を、茅沼地域や達古武地域では茅沼憩いの家、エコミュージアムセンターやオートキャンプ場などを、情報発信の場とすることが考えられる。

広里地域は再生事業が先駆的に行われている現場があり、また釧路市街地からも至近な位置にある。情報提供の場としては好適な立地にあることから、施設整備が求められる。

また事業地域外ではあるが、駅や空港など交通拠点に情報発信の場を設けることは、域外からの国立公園利用者に対して効果的に情報提供を行うことができる。今後検討が必要である。

自然再生事業対象地域の特性

再生事業対象地域	交通アクセス	既存施設・環境教育等活動状況	自然再生事業の方向性	
			自然再生の方向性	市民参加、環境教育の方向性
温根内地域	釧路市街地、空港から至近道道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生生物保護センター</li> <li>・遺跡展示館</li> <li>・釧路市湿原展望台</li> <li>・北斗展望台</li> <li>・温根内ビジターセンター</li> </ul> <p>主要道路沿いに、湿原観察などの解説・休憩施設が比較的多く整備されている。 環境教育の活動では、温根内ビジターセンターを中心に自然観察会等、ガイドによる解説・案内ツアーが活発に行われている。</p>	高層湿原や湧水地があるので、このような湿原の状況を維持し、タンチョウをはじめとする野生生物の生息環境を回復する。	実績のある地元ボランティア団体やNPOと連携し、これまでの環境教育活動のほか、自然再生の普及啓発を進めていく。
幌呂地域	道道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どさんこ牧場</li> <li>・鶴見台</li> </ul>	農地とともに、自然度の高い地域も残されている。 農業と湿原再生とが両立するモデル地域としていく。	湿原と農業との調和から生み出される魅力を発見し、その魅力を広めていく活動が期待される。
茅沼地域	道道、国道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コッタ口湿原展望台</li> <li>・茅沼憩いの家</li> <li>・サルボ展望台</li> <li>・エコミュージアムセンター</li> <li>・標茶町郷土館</li> <li>・カヌー乗り場</li> <li>・塘路湖キャンプ場</li> </ul> <p>シラルトロ湖畔や塘路湖畔に施設が集中している。 釧路川のカヌースタート地点もある。</p>	温泉排水や生活排水などの過剰な栄養物質が湿原へ流入するのをとめるため、標茶高校と地元企業とが、水棲植物を利用した水質浄化手法などの実験を行っている。	地元の取組みを多くの人々に知らせ、水質浄化の仕組みを理解してもらうことによって、市民が生活と湿原との関わりを考えるきっかけとしていく。
達古武地域	J R利用によるアクセス可能 町道、国道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夢が丘展望台</li> <li>・オートキャンプ場</li> <li>・細岡展望台</li> </ul> <p>J R 駅徒歩圏内に展望施設がある。オートキャンプ場は自然観察等の活動拠点としても利用されている。 トラスト運動や森づくり運動が展開されている。</p>	伐採跡地や荒地等に、人の手を加えて、広葉樹を主体とした森へ回復させる試みが、NPOトラストサルン釧路によって始められている。	NPOやボランティア団体、地元産業関係者との連携を図り、長期的視点にたった活動を支援し、継続させていく。
広里地域	釧路市街地から至近、住宅地等から近い 広域農道	なし	釧路湿原の典型的な植生構造がコンパクトな形で見られる地区があり、水文、動植物など本格的な調査が継続的に行われ、再生事業の中核地となっている。	交通アクセスもよく、周辺に解説施設等がないことから、今後、再生事業の解説・情報発信の拠点となる施設整備が必要である。

## ( 2 ) 自然再生事業の現場を見学し、理解を深める場

温根内地区では、温根内ビジターセンターなどでボランティアレンジャーによる観察会が開催されており、環境教育活動が活発に行われている。実績あるボランティア団体や自然ガイドを行う NPO と連携し、これまでの自然解説に自然再生事業の説明も加えてもらうことにより、理解を深める場を広げることが可能となる。

幌呂地域では、どさんこ牧場と協力、連携を図り、乗馬等の自然体験活動を通じて、湿原と農業との関わりに触れる場を設けることが考えられる。

茅沼地域では、地元の標茶高校と標茶町、地元企業の協同作業によって、水質浄化の取組みが進められている。植物を利用した水質浄化実験は、生活排水による湿原への影響を考えるうえでわかりやすいテーマである。この実験事業と、エコミュージアムセンターや郷土館等の既存施設の活用とを組み合わせ、解説の場づくりを考えていく必要がある。

NPOによる森づくりが進められている達古武地域は、森づくりの現場が理解を深める場となる。森づくり以外にも、オートキャンプ場などの既存施設を利用し、ボランティア団体等によるガイド活動によって解説の場を設けることも考えられる。

再生事業の中核拠点である広里地域は、再生事業の具体的な効果や経過を見学できる絶好の場となる。再生事業の解説拠点として、屋内解説施設とともに、事業実施サイトを利用した野外展示を整備する必要がある。その際、生息するタンチョウなど動植物、自然環境への影響に配慮することはもちろんである。

## ( 3 ) 自然再生事業に参加できる場

自然再生事業に市民が参加できる場として、現段階では、達古武地域の森の復元事業があげられる。森づくりという息の長い事業を継続していくためには、地元の住民や産業関係団体の参加が欠かせない。現在、NPO法人トラスサルン釧路が中心となって、達古武地域の自然再生に係る基本計画を検討中であり、今後、地域の農林業関係者、市民ボランティア等との協力体制やそのために必要な施設の確保が必要である。

広里地域では、農業放棄地を湿原化する調査等の事業が進められている。対象地の変遷を調べる継続的な調査が必要であり、市民参加によるモニタリングも考えられる。

達古武地域や広里地域のような固定された場所でなくとも、自然再生につながる活動が行える場であれば、それは市民参加の場とみなすことができる。事業対象地域はもちろん、対象地域外の農地や林地、河川、湿原も、対象と考えられる。